平成２９年（フ）第９６３号
大阪府高槻市富田町３丁目15番14号
破産者　安元　庸隆
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２３０号
大阪府豊中市利倉１丁目７番53―307号
破産者　田中　英樹
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２３１号
大阪府豊中市利倉１丁目７番53―307号
破産者　田中　　礎（旧姓鶴賀）
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３２８号
大阪市鶴見区鶴見５丁目１番11号　グレス403号
破産者　川西通信こと　川西　幸裕
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５９４号
大阪府東大阪市新池島町２丁目７番９号、前住所大阪府東大阪市花園西町１丁目９番23号
破産者　酒井亜也子
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６２６号
大阪市港区波除４丁目１番14―114号
破産者　藏田　圭介
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６３１号
大阪市城東区鴫野東２丁目９―12　ファーストシティ203号、住民票上の住所大阪市城東区鴫野西５丁目13番35号　小沢方
破産者　坂本　幸一
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６４５号
大阪市西区本田２丁目３番18号　301
破産者　焼肉のあじまること焼肉教室あじまること　小島　恭雄
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８５５号
大阪市大正区三軒家東１丁目17番９号　ビスタ大正ハイツ　403号
破産者　谷　　真一
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８８３号
大阪府交野市倉治３丁目35番４号
破産者　井上　幸士
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３１５号
大阪府八尾市宮町５丁目５番33号
破産者　富重　隆夫
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１８号
兵庫県西宮市甑岩町１番１―101号、開始決定時の住所兵庫県西宮市甲陽園目神山町16番43号
破産者　永瀬　宣好
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４４号
兵庫県尼崎市富松町４丁目３番21号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目31番24号
破産者　澤岨化成こと澤岨清光こと　澤**岨**　清光
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９５号
奈良県北葛城郡王寺町本町４―39桃山住宅Ａ３棟101号、住民票上の住所奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目21番41号（205号室）
破産者　藤田　正之
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８号
奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1575番地
破産者　小川　博文
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
奈良県橿原市新堂町137番地の４
破産者　堀川　有子
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３３４号
広島市西区庚午北４丁目10番18―307号
破産者　Ｃｏｇａｎａ　ｔｒａｔｔｏｒｉａ　ｄａ　Ｏｈｎａｎこと　河野　一聖
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７号
沖縄県浦添市牧港５丁目20番27号、申立時の住民票上の住所香川県坂出市常盤町１丁目２番10号
破産者　小林　成子
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部